

## 付 議 第 1 号

### 地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、公立の高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革を推進するための基金事業に関する事務を教育長に委任することについて、協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

別紙

7 高行管第 524 号  
令和 8 年 2 月 3 日

高知県教育長 今城 純子 様

高知県知事 濱田 省司

事務の委任の協議について

貴委員会への事務の委任について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 協議内容

別添告示案のとおり知事の権限に属する事務の委任をするもの。

2 理由

公立の高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革の推進のための基金事業に関する事務については、貴委員会の所管する事務と一体的に執行することが効果的かつ効率的と認められることから。

3 効力の発生日

協議が成立した日

参考資料 1

7 高高振第 号  
令和 8 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県教育長 今城 純子

事務委任の協議について（回答）

令和 8 年 2 月 3 日付け 7 高行管第 524 号で協議のあった事務委任については、同意します。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

令和8年 月 日

高知県知事 濱田 省司

- 1 委任する事務  
公立の高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革を推進するための基金事業に関する事務
- 2 委任の相手方  
高知県教育委員会
- 3 委任する年月日  
令和8年 月 日

告 示

◎ 地方自治法第180条の2の規定に基づき  
く知事の権限に属する事務の委任（行政管理課）